

第3回

世田谷区本庁舎等整備に係る区民利用施設
総合運営計画策定検討委員会 資料

(1) 第1回ワークショップ 結果報告

■検討委員会とワークショップについて

検討委員会

7月 第1回

- ・検討委員会の役割について
- ・前提条件、検討経緯について
- ・**基本方針・目標**についての意見交換

8月 第2回

- ・区民利用施設の事業・活動検討【ワールドカフェ】
(区民利用施設の**基本方針・目標**、**望まれる事業・活動**について)
- ・第1回ワークショップの検討内容について

10月 第3回

- ・第1回ワークショップの結果報告
- ・**基本方針・目標** (案) について
- ・**利用規則**の基本的な考え方について
- ・第2回ワークショップの検討内容について
- ・アドバイザー栗栖良依氏の参加 (予定)

12月 第4回

- ・第2回ワークショップの結果報告
- ・**事業・活動計画** (案) について
- ・第3回ワークショップの検討内容について

3月 第5回

- ・第3回ワークショップの結果報告
- ・**総合運営計画** (案) について

ワークショップ

第1回ワークショップ (9月)
新しい施設でやりたい**事業・活動**を考える

第2回ワークショップ (11月)
幅広い利用に対応できる**ルール**を考える

第3回ワークショップ (1月)
新施設の**区民参加**を考える

関連・反映する
総合運営計画



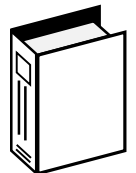
基本方針・目標



事業及び活動計画
(広報・規則等含む)



組織運営計画



総合運営計画 (案)

(1) 第1回ワークショップ 結果報告

■第1回ワークショップ開催概要

項目	内容
開催日程	令和4（2022）年9月11日（日）14時～16時
開催場所	世田谷区役所 第3庁舎3階 ブライトホール
テーマ	新施設でやりたい事業・活動を考えよう
参加人数	中学生～70代までの区民21名
傍聴	7名（検討委員6名、一般希望1名）
募集方法	①区ホームページ、区のおしらせによる周知 ②無作為抽出した1,150名への周知 ③区内青少年交流センターへの周知 ④区内学校への周知

(1) 第1回ワークショップ 結果報告

■第1回ワークショップ開催概要

以下の人数を5グループに割り振りました

中学生	5名
高校生	4名
20代~30代	6名
40代~50代	5名
60代~70代	5名



中学生、高校生から大人までが各グループに満遍なく集まり、世代を超えて意見交換ができるようなグループ構成とした。



ワークショップの最後には各グループの代表者が、議論の内容を全体に向けて発表、共有した。

(1) 第1回ワークショップ 結果報告

■第1回ワークショップのご意見（抜粋）

お祭りやフェスティバル、大会、様々な体験、ワークショップ、マルシェなど、集まること、交流することを求めるアイデアが多く挙がりました。

時期	やりたいこと・場所
春	フリマアプリ相談会(広場・ピロティ) 親子で遊ぶ(区民交流スペース) お花見、春の花を楽しむ会(屋上庭園) ビオトープ観察(屋上庭園)、ウォーキングマーチ
夏	コンサート、映画会、楽器体験会(区民会館) フェス、盆踊り(広場、ピロティ) 子どもマルシェ、職場体験(区民交流スペース) 星を見る会、ほたるの夕べ(屋上庭園)
秋	避難訓練コンサート、演劇祭、ダンス大会(区民会館) 映画上映、バンドライブ、ハロウィンパーティー(広場、ピロティ)
冬	第九合唱、軽音ライブ、ショートムービーフェス(区民会館等) キャンドルナイト、雪まつり(広場、ピロティ等)
通年	コンサート、映画上映、舞台鑑賞会、ミュージカルづくり(区民会館) キッチンカー、マルシェ、ストリートピアノ、相談スペース(広場・ピロティ) 放課後の居場所、イベント企画会議、芸術体験教室(区民交流スペース) 料理で国際交流、お料理教室(区民交流室) 障害児の保護者交流、LGBT結婚式、居場所カフェ(どこでも) 商店街連携イベント、クーポン付きマップ(施設外)

(2) 第2回検討委員会での 意見交換について

(2) 第2回検討委員会での意見交換について

■ワールドカフェのまとめ

全体を通じ、多様な区民、区職員が交わり、区民利用施設の運営に横断的に関わる
こと、あり方を探りながら育てていくことで、世田谷らしい施設づくりをめざしていく
という方向性となりました。

【Aグループ（区民交流スペース等）】

- ・多様な人が関わり、新しい人が常に参加でき、
コラボレーションする組織となる
- ・トライ&エラーを繰り返しながら「汽水域」の実現を目指す



【Bグループ（区民会館エリア）】

- ・区民利用施設全体の一体運用という目線で交流をデザインし
促進すること
- ・区民92万人が利用者・受益者であるような質の高い活動
を目指し、「自ら提案し、交流をデザインする」という文化や
慣習を培う



【Cグループ（広場・屋上庭園）】

- ・色々な人たちが一緒に時間をかけて、育て、育み、作り上げて
いく過程を楽しみ、「コモン」という考え方で時間をかけて
作り上げていく
- ・区民や区職員がふらっと訪れて自由に過ごせる空間となる
- ・この施設に収まらずに司令塔的に活動を拡げる

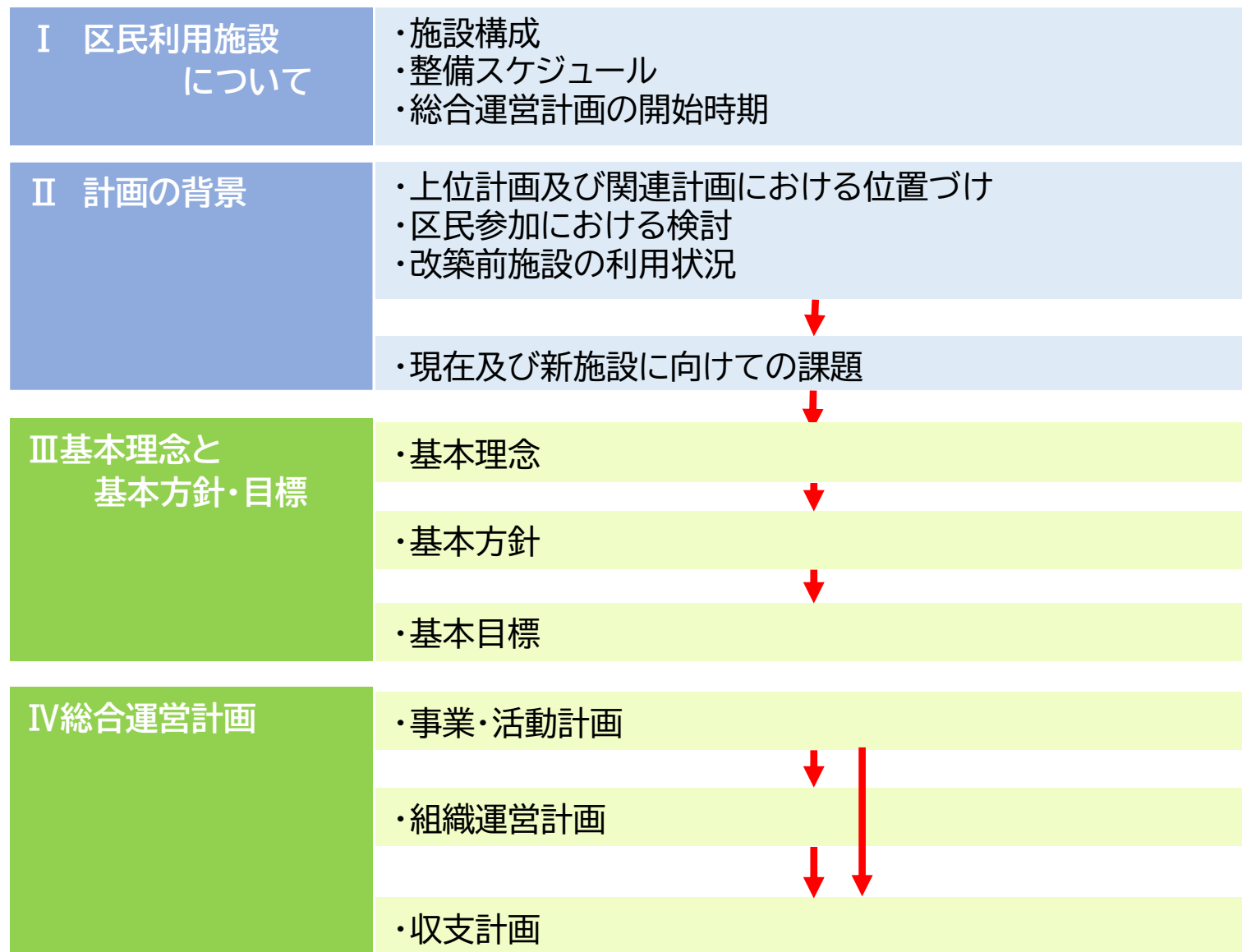


事前にお送りした資料を元に、この後、事務局よりご説明します。

(3) 基本方針・目標（案）についての 意見交換

(3) 基本方針・目標(案)についての意見交換

■総合運営計画の体系(案)

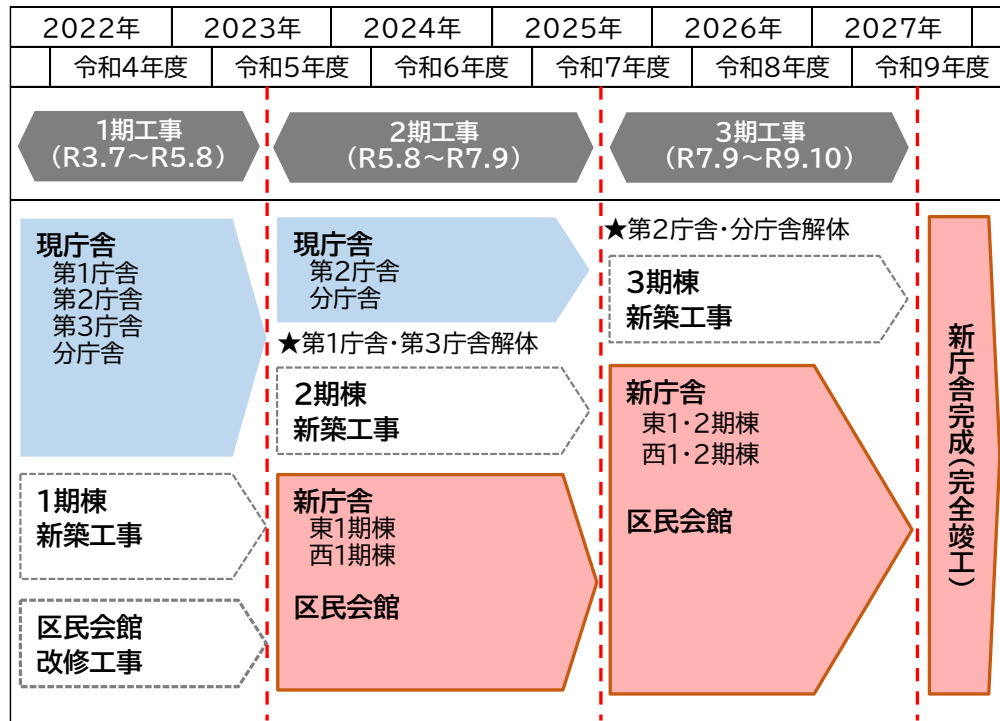


(3) 基本方針・目標(案) についての意見交換

■ 「I 区民利用施設について」 (抜粋)

- ・ 施設概要
- ・ 整備スケジュールについて
- ・ 総合運営計画の開始時期について
→ グランドオープンである令和7(2025)年度から
計画期間が始まることを説明

} これまでご説明してきた
内容をまとめたもの



(3) 基本方針・目標(案) についての意見交換

■ 「Ⅱ計画の背景」より、区民参加の検討経緯

①平成30年度 区民交流機能に係るワークショップ 開催概要

本庁舎等整備において設置される「区民交流スペース」について、区民・市民活動団体からご意見・ご提案をいただくため、一般公募により参加者を募り、区民交流機能に係る全2回のワークショップを実施した。

日時	検討内容・対象
平成30年 7月7日	テーマ : 区民・市民活動団体の活動や交流の場 多世代の区民や様々な団体が気軽に立ち寄れ、多様な情報を共有することができ、憩えるように、区民または団体同士がふれあい、活動や交流することのできる場所として、何が必要か 参加者 : 区民17名
11月10日	テーマ : 参加・交流・協働の場所づくりのいくつかのヒント 参加者 : 区民19名

検討結果

- ・区民交流スペースに立ち寄ることで、区内の様々な市民活動にふれることができ、その結果、新たな出会いや交流、活動が生まれること
- ・来たくなるようなしかけ
- ・様々な市民活動に緩やかにふれられるしかけ

(3) 基本方針・目標(案) についての意見交換

■ 「Ⅱ計画の背景」より、区民参加の検討経緯

②区民交流スペースの運用に関する検討会 開催概要

平成30年度の「区民交流機能に係るワークショップ」の検討内容や実施設計の状況を踏まえつつ、区民交流スペースの運用(＝うまく機能を働かせ用いること)について、より専門的観点で検討することを目的に、知見・経験者、区関連部署からメンバーを選出し、ワークショップ形式で全3回の検討会を実施した。

日時	検討内容・対象
令和元年 6月25日	検討内容：ここだからこそできる使われ方を考える 対象者：全メンバー(知見・経験者18名・区職員等14名)
7月2日	検討内容：運用に関する「重要なこと」 対象者：全メンバー(知見・経験者19名・区職員等18名)
7月30日	検討内容：運用に関する提案づくり 対象者：コアメンバー(ワークグループ各代表の知見・経験者5名)

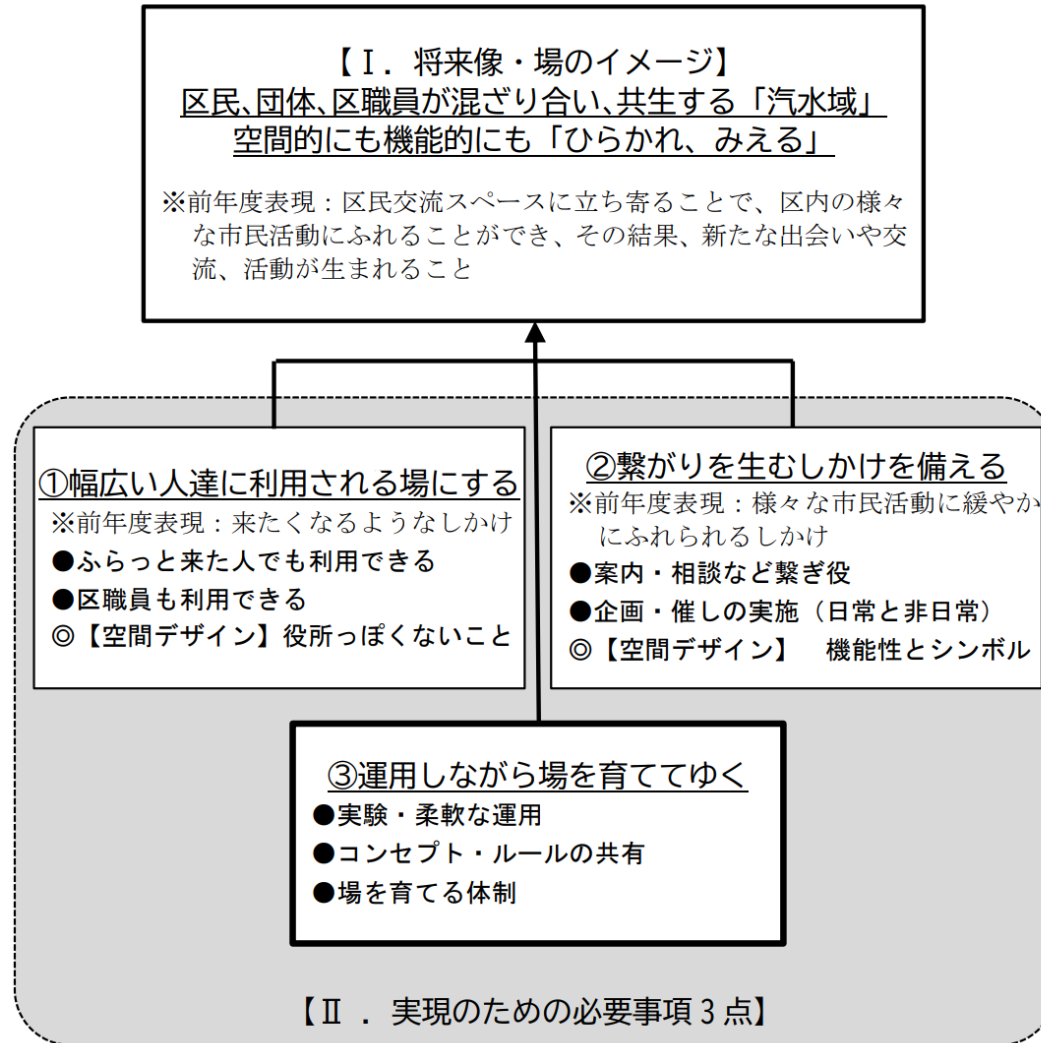


(3) 基本方針・目標(案) についての意見交換

■ 「Ⅱ計画の背景」より、区民参加の検討経緯

②区民交流スペースの運用に関する検討会 提案概要

(区民交流スペースの運用に関する検討会 提案書P5より抜粋)



(3) 基本方針・目標(案) についての意見交換

■ 「Ⅱ計画の背景」より、区民参加の検討経緯

②区民交流スペースの運用に関する検討会 具体的な案(抜粋)

(区民交流スペースの運用に関する検討会 提案書P6~14より)

①幅広い人に利用される場にする

- ・ 勉強できる、休憩できる、飲食できる
- ・ 日常たまれる・来れるように
- ・ 1人でも居心地良く過ごせる
- ・ 職員が気軽に打ち合わせができる
- ・ 外から賑わいが見える

等

②つながりを生むしかけを備える

- ・ 利用者が繋ぎ役を担う(皆でこの場をつくっていくしかけ)
- ・ 毎週イベントを開催し「あそこはおもしろいことをやっている」という印象付け
- ・ フレキシブルな空間

等

③運用しながら場を育てていく

- ・ あったらしいねの実現の場、トライアル歓迎
- ・ 何をする場なのか、一般の人が理解しやすい
キャッチコピー
- ・ 区と区民の協働事業に
- ・ おためし実行委員会(1年間、期間限定等)

等

区民利用施設総合運営計画

(3) 基本方針・目標(案)についての意見交換

■「Ⅱ計画の背景」より、区民参加の検討経緯

③世田谷区本庁舎整備に係る区民利用施設総合運営計画検討委員会

学識経験者、区内で市民活動を行っている団体等の代表者、公募区民等から構成された委員会で、区民利用施設のあり方についての意見交換及び総合運営計画に関する審議を行いました。

日時	検討内容・対象
令和4年 7月4日	基本方針・目標についての意見交換
8月1日	区民利用施設の事業・活動、基本方針・目標を考えるワールドカフェ
10月24日	・基本方針・目標(案)についての審議 ・利用規則の基本的な考え方についての意見交換
12月5日	・事業・活動計画(案)についての審議(予定)
令和5年 2月27日	・総合運営計画(案)についての審議(予定)

(3) 基本方針・目標(案) についての意見交換

■ 「Ⅱ計画の背景」より、区民参加の検討経緯

④新しい本庁舎等における区民利用施設の運営を考える区民ワークショップ

令和元年度までの区民交流スペースに関する検討を引き継ぐとともに、新たな本庁舎の区民利用施設全体を対象に、幅広い世代の区民のご意見、アイデアを共有するためのワークショップを開催。

日時	検討内容・対象
令和4年 9月11日	新施設でやりたい事業・活動を考えよう
11月5日	幅広い利用に対応できるルールを考えよう
令和5年 1月22日	新施設の区民参加を考えよう

(3) 基本方針・目標(案)についての意見交換

■ 「Ⅱ計画の背景」より、現在及び、新施設となるにあたっての課題

(1) 日常的な市民活動の場の確保・充実

(2) 市民活動の紹介、情報発信の推進

(3) 区民・市民活動団体・区職員の交流、マッチングの支援

(4) 文化・芸術振興の拠点施設としての運営

(5) 地域とのつながり、連携の場の充実

(6) みどりの保全・創出の強化

(3) 基本方針・目標案についての意見交換

■基本理念（案）

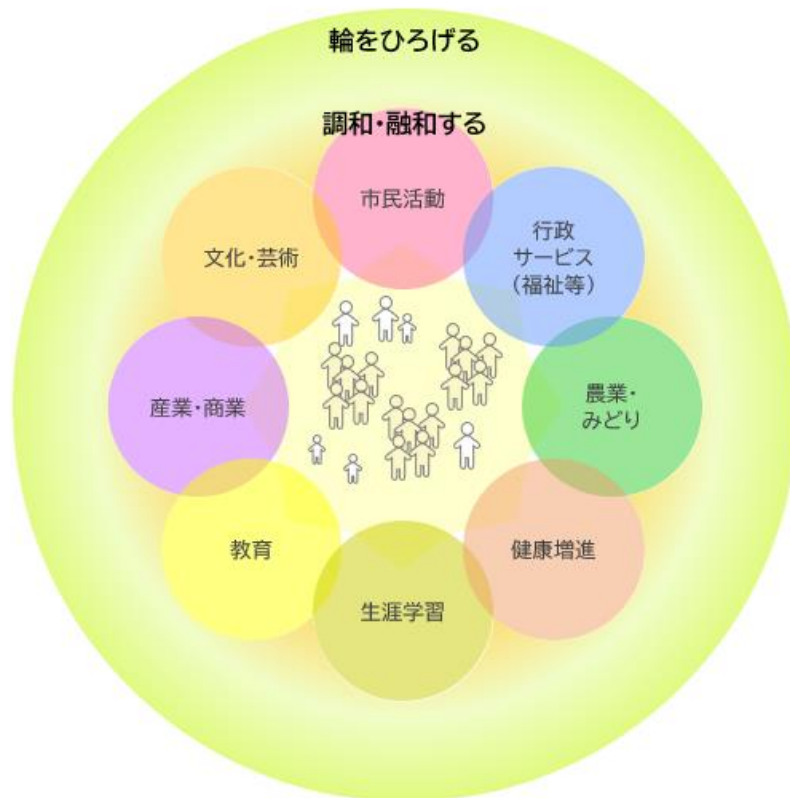
和(輪)をひろげる

～多くの分野、団体、区民が調和・融和して活動の輪を拡げ、
区民の豊かなくらしを支える～

令和元年度の検討会で淡水と海水が交じり合う「汽水域」に例えたように、さまざまな活動をする区民・団体と区職員がそれぞれ、この空間でつながり、「共存」ではなく「共生」＝「調和」して相互に影響を与え合いながら、調和や活動の輪を施設外まで拡げることがをめざします。

また、目的なくふらっと訪れる区民にとって憩いの場となるとともに、さまざまな活動、人、行政サービスと自然に出会える場となり、新たな活動への参加や悩み・課題解決につながるために、さまざまな活動が身近にある空間を提供します。

これらの取り組みを通じ、よりよい暮らしや楽しみを区民に提供できる場となることを区民利用施設の使命、基本理念とします。



(3) 基本方針・目標(案) についての意見交換

■基本方針(案)

区民利用施設の持つ機能特性を伝えるため、「区民交流機能」、「文化・芸術機能」「みどり機能」の3つの機能に分けて基本方針を示しています。なお、「区民交流機能」=区民交流スペースで行うものということではなく、この3つの機能であらゆる施設を活用していくイメージとしています。

(1)区民交流機能：区民の交流を通じた共生・共助の促進する

- 区内活動団体が区民交流スペースや広場を積極的に利用し、運営に関わることで、区民自治に向けた共生・共助を促進する。
- 本庁舎と複合されている利点を生かし、区職員も運営にかかわる。
- 区民、市民活動団体、区職員がつながることで関わる区民を増やし、組織の新陳代謝により持続性を高める。

(2)文化・芸術機能：文化・芸術を振興する

- 文化・芸術の拠点として、自主事業を含んだ公演等を鑑賞する機会を創出し、区民自らが主催・体験する取り組みを推進する。
- 文化・芸術が有する多様な価値観を受け入れる特性や創造性を活かし、音楽等を用いた区民参加型ワークショップ等を開催し、区民の主体的な活動の場の創出につなげ、参加・協働できる文化・芸術環境を整備していく。

(3) みどり機能：みどりに触れる機会を増やし、地域にみどりを拡げる

- 2,500㎡もの緑化空間があること、広大な広場や区民交流スペースでの活動が可能であることを活かし、みどりを楽しみ、育て、育み、作り上げていく機会の促進を図る。
- 地域の「みどり化」促進の拠点として、区内にみどりを拡げていく取り組みを推進する。

(3) 基本方針・目標(案)についての意見交換

■基本目標(案)

【将来像】

多くの区民や団体と行政が調和し、地域課題を解決しながら、文化・芸術やみどりとともに豊かな暮らしを楽しむ環境が創られることを将来の目標とする。

ただし、

- ・地域課題や文化・芸術の潮流は時代に応じて変遷する。
 - ・実際に関わる人々の考えを広く受け入れながら、トライ・アンド・エラーを続けて、独自の取り組みを見出していきたい。
- 段階的な目標設定は行わず、定期的に取り組みを見直しながら前へ進んでいくものとし、ここでは計画策定後～令和9年(2027)年の完全竣工に向けての目標を設定

(1) 全体

①事業者による一体的な運営

- 施設のさまざまな事業・活動やサービスに横断的に関わり、関係する行政、団体等の意見・アイデアの調整などを行える事業者を選定または組成する。
- 施設全体の一体的な運営をめざす。

②地域との連携

- 地域と一体となったイベントや公開講座の実施等、地域の商店街や区内の教育機関等と連携した取り組みを推進する。

(3) 基本方針・目標（案）についての意見交換

■基本目標（案）

(2) 区民交流機能

①案内、相談などのつなぎ役を設置

- 地域の課題やニーズに応じ、**区民、市民活動団体、区職員のマッチング・交流など** 様々な案内や相談対応などを行う。

②誰もが使える、憩える空間づくりの試行

- 区民利用施設が、区民にとって気軽に訪れられる、思い思いの時間を過ごせる居場所となるよう、イベントや展示、備品等により快適な、また常に何か刺激のある空間づくりをめざして、さまざまな企画や備品の配置等を試行する。
- それぞれが自由に過ごせる場というだけでなく、常連同士が顔見知りになり、ひいてはゆるやかにつながるための**つなぎ手としての役割を担う**こともめざす。

(3) 基本方針・目標（案）についての意見交換

■基本目標（案）

(3)文化・芸術機能

①文化・芸術の鑑賞・体験機会の増加

- 区全域の文化・芸術の拠点として、質の高い文化・芸術公演の鑑賞機会を増やす。
- ホールを中心に様々な施設を活かし、区民が自ら文化・芸術事業を企画、体験したり、参加したりする機会を推進し、文化・芸術への関心を高める。
- **世田谷パブリックシアター**との連携を想定する。

(4)みどり機能

①みどりを楽しむ事業の定着化に向けた試行

- みどりを楽しむことが区民にとって習慣づけられ、みどりを増やす活動が区民に浸透するよう、「見て楽しむ」だけではない事業の推進と定着化に向けて試行する。
- みどり機能の持続的運営のため、区民主体の「**グリーンコモン**」（みどりを育み、活かす共同体）を中心とし、水やりや土いじりなどの取り組みを通して、より**活動の輪を広げる**ことをめざす。

(3) 基本方針・目標（案）についての意見交換

■ご協議いただきたいこと

以下4点を中心に、ご意見をお聞かせください。

①基本理念（案）に示した文言や内容について

- ・これまでの検討内容に沿っているでしょうか。
- ・記載された言葉よりも、区民に伝わりやすく適切な表現はあるでしょうか。

②基本方針（案）に3つの機能に分けて示した方針の内容について

- ・全体方針＝基本理念、個別機能方針＝基本方針という考えで設定したが、この考え方、分け方でよいでしょうか。
- ・これまでの検討内容に沿っているでしょうか。

③基本目標（案）に記した全体及び3つの機能の目標について

- ・当初目標は組織や事業の試行を目標としたものを多くしていますが、このような内容でよいでしょうか。

④基本目標を実現するための区民による組織の組成の可能性、目指すあり方について

(3) 基本方針・目標（案）についての意見交換

④基本目標を実現するための区民による組織の組成の可能性、 目指すあり方について

前掲の基本目標（案）において、

区民交流機能

地域の課題やニーズに応じ、**区民、市民活動団体、区職員のマッチング・交流**など様々な**案内や相談対応**などを行う。

みどり機能

みどり機能の持続的運営のため、区民主体の「**グリーンコモン**」（みどりを 育み、活かす 共同体）を中心とし、水やりや土いじりなどの取り組みを通して、より**活動の輪を広げ**ことをめざす。

としています。

これらの実現には、中心となって活動してくださる区民組織を組成して、活動の試行を開始する必要があります。

上記の目標を実現する組織についてのお考えや具体的な人材など、ご意見をお聞かせください。

(4) 利用規則の基本的な考え方について

(4) 利用規則の基本的な考え方について

■検討の目的

先ほどご議論いただいた基本方針・目標（案）や、事前にご記入いただいた利用規則についてのワークシート集計結果をもとに、

- ・各施設の利用特性に適したルールはどうあるべきか。
- ・「受益者」はだれで、受益者にとって最大の効果が得られる貸し出しルールとはどうあるものか。
- ・公平性の確保、条例等の遵守の上で柔軟な運用を行うための工夫

についてご意見ください。

「区民利用施設をどう貸すか」は、借りた人たちがどんな活動を行い、それに触れる区民たちにどのような「利益」をもたらすかを考える、非常に重要な取り組みと考えています。

なお、第2回の議題であった「ここで行われる事業」についての内容と併せて、次回の検討委員会に総合運営計画の中の「事業・活動計画（案）」としてお諮りし、その際に再度ご議論いただきます。

(4) 利用規則の基本的な考え方について

■各委員からいただいた利用規則に関するご意見のまとめ

①区民交流スペース

1	スペース全体を占有できる貸出は	日常的に可	区行事や地域の定例行事のみ可	災害時等、特別な場合のみ可	その他	
		6	3	6	2	
2	一部スペースを占有できる貸出は	日常的に可	不可(すべてフリースペース)	貸出エリアとフリーエリアを区分けした上で可	その他	
		5	3	5	1	
3	一部スペースの借りる単位は(貸出可の場合)	m ² 単位(使っている面積を測る)	机一台単位、人数単位、10m ² 単位などの単位を設定	既定のm ² 数以内であれば多少の狭い・広いは関係なく同一単位(例:15m ² まで)	その他	
		0	0	7	1	
4	貸出の時間単位	午前・午後・夜間などの時間区分	1時間単位	2時間単位	その他	
		6	1	2	1	
5	借りられる人	だれでも	区内在住・在勤・在学者のみ	決められた人数以上のグループのみ(個人不可)	あらかじめ登録した区内の市民活動等の団体のみ	その他
		3	2	3	2	1
6	使用料	有料	無料	条件により減額・免除		
		3	3	5		
7	利用申し込み方法	当日来館	事前予約(けやきネット・窓口)	その他		
		2	9	0		

(4) 利用規則の基本的な考え方について

■各委員からいただいた利用規則に関するご意見のまとめ

①区民交流スペース

8 その他の条件
(営利、連続使用等)
※抜粋

- ・区民利用施設全体の運営委員会(例)が採否と優先順位付けの指針を決定する。実際の施設活用については、全体を統括するディレクター(またはコーディネーター。個人もチームも可)が行う。(曾田委員長)
- ・厳密でなくてよいが、時間制限を設ける。おひとり、〇時間程度を目途にご利用ください等の張り紙を用意するなど。(細川委員)
- ・新庁舎の目玉の一つであり、かつ不確定要素も多いので、最初の半年は試行期間とし、さまざまな実態分析・声の収集期間としてはどうか?(大坪委員)
- ・区民交流スペースは区役所のメイン交流広場となるので連続使用できる営利利用の場を設けることは交流スペース全体の活気につながると考えられる。連続使用は、2週間を1単位として年間4単位まで可とする。また一ヶ月に1単位を限度とする。使用の回転を図る。(和地委員)
- ・「いつでも、だれにでも」自由に借りられる区民のスペース、という位置づけを基本に、実際の運営を活動内容の審査と計画を利用者と共に行う窓口(調整係)が必要。利用を実際化するための相談者。(和地委員)
- ・貸出の予定は「視覚的なデザイン」で掲示する。(2ヶ月間の予定)常に現在の週が先頭になるような可動式な掲示板(ボード他)として、人々に興味を持ってもらう工夫をする。(和地委員)

(4) 利用規則の基本的な考え方について

■各委員からいただいた利用規則に関するご意見のまとめ

②区民交流室

1 各部屋を占有できる貸出は	日常的に可	区行事や地域の定例行事のみ可	災害時等、特別な場合のみ可	その他	
	10	0	0	0	
2 貸出の時間単位	午前・午後・夜間などの時間区分 (キッチン付きの部屋のみ)	1時間単位	2時間単位	その他	
	5	3	5	0	
3 借りられる人	だれでも	区内在住・在勤・在学者のみ	決められた人数以上のグループのみ (個人不可)	あらかじめ登録した区内の市民活動等の団体のみ	その他
	5	0	3	4	2
4 使用料	有料	無料	条件により減額・免除		
	3	3	5		
5 利用申込方法	当日来館	事前予約 (けやきネット・窓口)	その他		
	4	8	1		
6 その他の条件 (営利、連続使用等) ※抜粋	<ul style="list-style-type: none"> ・同じ団体が定期的に占有することがないように、利用回数に制限をもたせるなどのルールが必要かもしれない。(藤原委員) ・区民利用施設全体の運営委員会(例)が採否と優先順位付けの指針を決定する。実際の施設活用については、全体を統括するディレクター(またはコーディネーター。個人もチームも可)が行う。(曾田委員長) ・営利目的、参加費を取る研修会や料理教室等の活動利用は不可。(細川委員) ・連続使用の営利目的の活動使用(教室等)には、使用料に関する独自の規定が必要。使用回数は1ヶ月に1度。連続使用は5日間まで。(和地委員) ・区との協働事業、助成や補助の対象となっている活動を優先、または市民協働プロジェクトを応援する活動や、育成するプロジェクトに関わるものを優先するスタイルを試行しながら、条件を検討する。コーディネート機能が必要とされる。(齋藤副委員長) 				

(4) 利用規則の基本的な考え方について

■各委員からいただいた利用規則に関するご意見のまとめ

③区民会館ホール

1 貸出の 時間単位	既存の規定どおり (午前・午後・夜間区分)	1時間単位	2時間単位	その他
	11	0	1	0
2 使用料の 加算設定	現在の規定通り、区外利用者は加算	入場料を__円以上聴取すると加算(現在の規定:入場料1,000円以上で5割加算)	舞台面のみで練習・利用するときは減額 (現在の規定:半額)	
	10	3	6	
3 利用申込方法	現在の規定通り、12ヶ月前から申し込める	もっと前から(例:15ヶ月前など)申し込める	もっと後から(例:8ヶ月前など)申し込める	その他
	7	2	1	1
4 申し込みの 優先順位	区内在住・在勤・在学者が優先	全館利用(他区民利用施設との一体利用)をする団体が優先	優先順位はとくに設けない	その他
	3	3	5	0
5 その他の条件 (営利、連続使用等)	<ul style="list-style-type: none"> 区民利用施設全体の運営委員会(例)が採否と優先順位付けの指針を決定する。実際の施設活用については、全体を統括するディレクター(またはコーディネーター。個人もチームも可)が行う。(曾田委員長) 区の芸術・文化行政を牽引する企画を、区民会館が先頭に立って行ってほしい。世田谷美術館・同文学館・同パブリックシアターと連携し、ユニークな祭典が行われることを一区民として切望する。屋外施設との連携があってもよい。芸術・文化・環境の三位一体は、諸外国では一般的だ。(大坪委員) 連続使用したい場合に予約日がそれぞれ違うとやっかい(〇ヶ月前のその日、などにしてしまうと3 days等の予約が取りづらい)。(松田委員) 世田谷区の施設費の収入予算があるとしたら提示いただき、その収入見込み予算から検討する必要がある。それによって入場料による加算やリハーサルや舞台使用料を検討する必要がある。(和地委員) 区民会館ホールの性格を特徴づけるリーディングプロジェクトが必要。(齋藤副委員長) 			

(4) 利用規則の基本的な考え方について

■各委員からいただいた利用規則に関するご意見のまとめ

④集会室・練習室

1 貸出の時間単位	既存の規定どおり (午前・午後・夜間区分)	1時間単位	2時間単位	その他
	4	4	3	1
2 使用料の加算設定	既存の規定通り、 区外利用者は加算	入場料を__円以上聴取 すると加算(現在の規定: 入場料1,000円以上で5割 加算)	舞台面のみで練習・利用 するときは減額(現在の 規定:半額)	
	7	2	0	
3 利用申込方法	現在の規定通り、12ヶ月前 から申し込める	6ヶ月前から申し込める	3ヶ月前から申し込める	その他
	7	2	0	1
4 申し込みの優先順位	区内在住・在勤・在学者が 優先	全館利用(他区民利用施設 との一体利用)をする団体 が優先	優先順位はとくに設けない	その他
	3	3	0	5
5 その他の条件 (営利、連続使用等)	<ul style="list-style-type: none"> ・区民利用施設全体の運営委員会(例)が採否と優先順位付けの指針を決定する。実際の施設活用については、全体を統括するディレクター(またはコーディネーター。個人もチームも可)が行う。(曾田委員長) ・空いている時は、その場で予約してつかえるとよい。(松田委員) ・連続使用は利用内容によって考慮する。(和地委員) ・練習室の利用は、学生は免除。(和地委員) ・集会室は、ホール使用との連携を考えての利用とする。料金はセット価格。(和地委員) ・区民会館ホールとの一体利用など、この空間の性格を特徴づけるリーディングプロジェクトが必要。(齋藤副委員長) 			

(4) 利用規則の基本的な考え方について

■各委員からいただいた利用規則に関するご意見のまとめ

⑤ピロティ・エントランスホール・ラウンジ

	日常的に可	区行事や地域の定例行事のみ可	災害時等、特別な場合のみ可	不可 (フリースペース)	その他
1 それぞれのスペースを占有できる貸出は	5	3	1	1	1
2 貸出の時間単位	午前・午後・夜間などの時間区分 6	1時間単位 2	2時間単位 1	その他 0	
3 借りられる人	だれでも 5	区内在住・在勤・在学者のみ 2	決められた人数以上のグループのみ(個人不可) 4	あらかじめ登録した区内の市民活動等の団体のみ 1	その他 1
4 使用料	有料 3	無料 5	条件により減額・免除 4		
5 利用申込方法	当日来館 3	事前予約(けやきネット・窓口) 7	その他 3		
6 その他の条件 (営利、連続使用等)	<ul style="list-style-type: none"> 区民利用施設全体の運営委員会(例)が採否と優先順位付けの指針を決定する。実際の施設活用については、全体を統括するディレクター(またはコーディネーター。個人もチームも可)が行う。(曾田委員長) ホールや広場と併用して使用する場合も予想されるため、貸出のルールを統一する。(古森委員) 営利目的の場合は有料(大坪委員) 壁面は、展示空間として利用可能だと思う。現代アートは広い展示空間を要するものだが、エントランスホールを現代美術専用の展示空間として活用することはできないだろうか?(大坪委員) カフェテリアは営業する(連続使用)。営業は店舗に委託するか有志の経営とするか。営利目的使用としての規定による。(和地委員) 市民協働に関わる活動に対しては予約優先、利用料無料にし、適切な参加費収入を認める。(齋藤副委員長) 				

(4) 利用規則の基本的な考え方について

■各委員からいただいた利用規則に関するご意見のまとめ

⑥広場

1 広場全体を占有できる貸出は	日常的に可	区行事や地域の定例行事のみ可	災害時等、特別な場合のみ可	不可 (フリースペース)	その他	
	7	5	3	1	2	
2 広場の一部を占有できる貸出は	日常的に可	不可 (フリースペース)	貸出エリアとフリーエリアを区分けした上で可	その他		
	4	2	6	1		
3 広場の一部を借りる単位は (貸出可の場合)	m ² 単位 (使っている面積を測る)	ベンチ一台単位、人数単位、10m ² 単位などの単位を設定	既定のm ² 数以内であれば多少の狭い・広いは関係なく同一単位 (例: 15m ² まで)	その他		
	0	1	6	1		
4 貸出の時間単位	午前・午後・夜間などの時間区分	1時間単位	2時間単位	その他		
	7	1	1	1		
5 借りられる人	だれでも	区内在住・在勤・在学者のみ	決められた人数以上のグループのみ (個人不可)	あらかじめ登録した区内の市民活動等の団体のみ	キッチンカー事業者	その他
	3	5	3	5	10	1
6 使用料	有料	無料	条件により減額・免除			
	4	3	7			
7 利用申込方法	当日来館	事前予約 (けやきネット・窓口)	その他			
	2	9	0			

(4) 利用規則の基本的な考え方について

■各委員からいただいた利用規則に関するご意見のまとめ

⑥広場

6 その他の条件 (営利、連続使用等)

- ・区民利用施設全体の運営委員会（例）が採否と優先順位付けの指針を決定する。実際の施設活用については、全体を統括するディレクター（またはコーディネーター。個人もチームも可）が行う。（曾田委員長）
- ・公序良俗に反しない・無用な騒音を立てない等、一定の秩序を保つ活動である限りにおいて、営利・非営利を問わず受け入れてよいのではないかと。（大坪委員）
- ・区が実施するイベント、運営者の自主事業、区民の活動を積極的に促す公募事業などいくつか利活用の想定を組み立て（福岡委員）
- ・インターネットで空きがみれたり予約できたりする。（松田委員）
- ・営利団体による利用の場合の貸出使用料を規定する。学生による利用は減額または免除とする（利用内容で判断）。（和地委員）
- ・最低1年間は、使い方の可能性を試行する社会実験期間とする。（齋藤副委員長）

(4) 利用規則の基本的な考え方について

■各委員からいただいた利用規則に関するご意見のまとめ

⑦東棟屋上庭園

1 庭園全体を占有できる貸出は(動線は除く)	日常的に可	区行事や地域の定例行事のみ可	災害時等、特別な場合のみ可	不可(フリースペース)	その他
	3	7	3	3	1
2 庭園の一部を借りる単位は(貸出可の場合)	m ² 単位(使っている面積を測る)	ベンチ一台単位、人数単位、10m ² 単位などの単位を設定	既定のm ² 数以内であれば多少の狭い・広いは関係なく同一単位(例:15m ² まで)	その他	
	0	1	4	4	
3 貸出の時間単位(貸出可の場合)	午前・午後・夜間などの時間区分	1時間単位	2時間単位	その他	
	7	1	2	1	
4 借りられる人	だれでも	区内在住・在勤・在学者のみ	決められた人数以上のグループのみ(個人不可)	あらかじめ登録した区内の市民活動等の団体のみ	その他
	4	5	4	3	1
5 使用料	有料	無料	条件により減額・免除(条件を右欄に記載)		
	3	6	4		
6 利用申込方法	当日来館	事前予約(けやきネット・窓口)	その他		
	2	8	0		
7 その他の条件	<ul style="list-style-type: none"> 区民利用施設全体の運営委員会(例)が採否と優先順位付けの指針を決定する。実際の施設活用については、全体を統括するディレクター(またはコーディネーター。個人もチームも可)が行う。(曾田委員長) 食事(休憩)などは占有とせず、日常的に出来ると良いと思う(ケの使い方)。(片切委員) 私は、コモンの管理・利活用を実現したいと考えているので、上記はあくまでもこのスペースを利用しての活動(維持管理活動以外)を前提に記入した。(大坪委員) 夜空を眺める、月や星の観測(天体観測)、映画会、ヨガ体操、他のイベントが屋上庭園で可能(営利としない)。(和地委員) 社会実験を推進する市民参加型の仕組みをつくる。(齋藤副委員長) 				

(4) 利用規則の基本的な考え方について

■ご議論いただきたいこと

事前にいただいたご意見のまとめの中で、下記の点についてご意見をお伺いします。

全体

①ご意見まとめ全体をご覧になってのご意見・ご感想

区民交流スペース

②意見が分かれている項目が多いですが、下記のどれがイメージに近いですか？

ア 貸出エリアとフリーに来られるスペースをあらかじめ分けて設け、貸出エリアは事前登録した団体の利用のみとする

イ 貸出エリア、フリーエリア、市民活動エリアにあらかじめ分け、貸出エリアは誰でも、市民活動エリアは事前登録済みの市民活動団体のみとする

ウ 基本は貸出エリアで一定の単位で貸し出す。借りられてないところ＝フリースペース

※あらかじめ分ける場合でも、貸出がなければフリーや市民活動スペースにできるようにする

区民会館(ホール)

③現状と同様に、区民が借りる場合は、料金が配慮される規則で良いですか？

(5) 第2回ワークショップの検討内容

(5) 第2回ワークショップの検討内容

再掲

■全3回のワークショップのテーマについて

回数	時期	テーマ	総合運営計画
第1回	令和4年 9月11日	新施設でやりたい事業・活動を考えよう …現在の施設計画をもとに、新しい施設（区民会館、区民交流スペース、広場、屋上）でやりたい事業・活動を考える	事業及び活動計画 （広報・規則等含む）
第2回	11月5日	幅広い利用に対応できるルールを考えよう …第1回での意見を受け、それらの利用に対応できる施設のルール（貸出区分、予約方法、飲食ルールなど）を考える	事業及び活動計画 （広報・規則等含む）
第3回	1月22日	新施設の区民参加を考えよう …区民会館開館後や全体開業までの間、全体開業後、区民の方々がどのように施設に関わりたいかを考える	組織運営計画

※場所は全3回世田谷区役所 第三庁舎3階ブライトホール

(5) 第2回ワークショップの検討内容

■第2回ワークショップについて

- ①テーマ「幅広い利用に対応できるルールを考えよう」
- ②ワークショップの流れ（案）全120分

(受付時に、前回「なんでもアンケート」内で書いていただいた
ニュースレタータイトル案の一覧から各自選んでご投票いただく)

説明【約25分】

- ・前回の振り返り
- ・現状のルールについて（区民会館、区内類似施設等）
- ・テーマ、ワークショップの進め方について
- ・事例紹介

テーマについてグループワーク【約65分】

- ・個人でのアイデア出し
- ・グループで考える、整理する

発表【約20分】 ※各グループ4分程度

次回予告、ニュースレタータイトル決定、
なんでもアンケート記入等【10分】

(5) 第2回ワークショップの検討内容

■参考：ニュースレタータイトル候補

- 1 世田谷通信
- 2 (あつまる・つくる・つながるという意味で)る・る・るニュースレター
- 3 みんなの世田谷
- 4 せたがやったらいいね新聞
- 5 セタヤン
- 6 「ここから始まる市民参加」「新しい世田谷区をみんなでつくる」
- 7 SETAGAYA TOMMORROW
- 8 けやき通信
- 9 世田谷っ子通信
- 10 ブランニューSETAGAYA
- 11 ハロー通信
- 12 「発見しよう世田谷」
- 13 NEW 世田谷
- 14 私たちのこえ！
- 15 good another setagaya
- 16 せたみん(世田民)の声
- 17 期待してます！新しい世田谷区役所
- 18 つかえるのかな。検討しました区の施設
- 19 いろんな目でみた本庁舎

(5) 第2回ワークショップの検討内容

■第2回ワークショップについて

③グループワークの模造紙イメージ

	占有利用（貸出）	貸出時間単位	借りられる人	使用料	利用申込方法
区民交流スペース					
区民交流室					
区民会館ホール					
区民会館練習室・集会室					
広場 ピロティ・エントランス					
東棟 屋上庭園					

※区民会館のホール、練習室は占有利用（貸し出し）を前提としているため「占有利用」の欄に斜線を引いている。

(5) 第2回ワークショップの検討内容

■第2回ワークショップについて

④グループワークで書いていただく付箋の記入イメージー1

施設ごとに、主に以下の選択肢のなかから選び（その他もOK）、理由とともに書いていただきます。

項目	主な選択肢など（参考）
占有利用 （貸し出し）	<ul style="list-style-type: none">・全体を占有する貸し出しOK・一部を占有できる貸し出しの空間とし、一部はフリースペース（ふらっと訪れて時間を過ごす場）にする・占有する貸し出しをしない（全部フリースペース）・その他
貸出時間単位	<ul style="list-style-type: none">・午前・午後・夜間などの時間区分の単位で借りる・1時間、2時間単位で借りる・その他
借りられる人	<ul style="list-style-type: none">・だれでも借りられる・区内在住・在勤・在学者のみ借りられる・決められた人数以上のグループのみ借りられる（＝個人不可）・あらかじめ登録した区内の市民活動等の団体のみ・その他
使用料	・有料 ・無料 ・条件により減額・免除（条件も併せて記載）
利用申込方法	<ul style="list-style-type: none">・当日来館して申し込み・事前予約（けやきネット・窓口）・その他

(5) 第2回ワークショップの検討内容

■第2回ワークショップについて

④グループワークで書いていただく付箋の記入イメージー2

会議をする人、展示する人
ばーっとする人、
色々な人がいる
空間が良いので
貸し出しスペースと
リースペースに分ける

占有利用(貸出)

区民交流につながる
市民活動団体の専用空間を
設ける。
ほかはリースペースか
一部貸し出し

オンラインで申し込んで、
キャッシュレス決済

申し込み方法

区分だと4時間もあるので
会議に2時間ぐらいの単位で
借りたい

貸出時間単位

展示がしやすいように
1週間単位の貸し出し設定も
設けてほしい

申し込み開始日は区民の利用
を優先し、その後、区外や民
間企業も申し込めるようにす
る

区外住民や民間企業も借りら
れるようにする

借りられる人

区民と区外で料金に差を
つけてほしい／つけない

使用料

催しの内容を審査して、
減額や補助がもらえる
しくみがあるといい

(5) 第2回ワークショップの検討内容

■傍聴のお願い

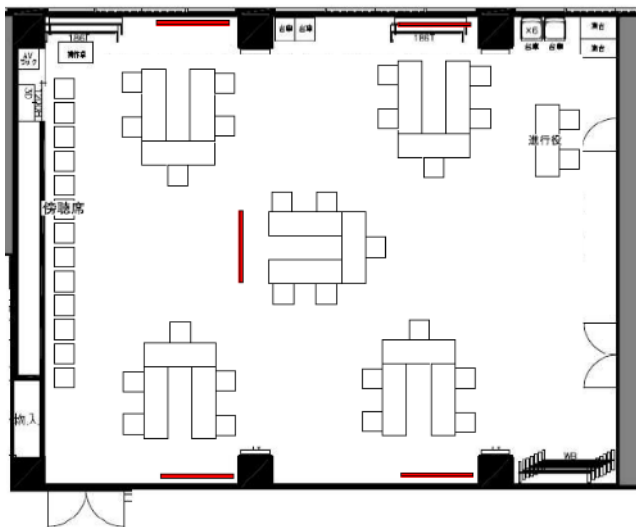
傍聴席を設けますので、ぜひご参加ください

第2回 ワークショップ

日時：令和4年11月5日（土）14時～16時

※開場13時30分

場所：世田谷区役所 第三庁舎3階 ブライトホール



5人×5グループの
計25名が参加します

入退館の事前申請を行いますので、
出席される場合は
10月31日（月）までに
事務局にご連絡ください

(6) 今後のスケジュール

(6) 今後のスケジュール

■第4回検討委員会について

日時：令和4年12月5日（月）

会場：世田谷区役所第一庁舎 庁議室

時間：18：30～20：30

議題：

- ・ 第2回ワークショップの結果報告
- ・ 第3回検討委員会の振り返り
- ・ 事業・活動計画（案）について
- ・ 第3回ワークショップの検討内容について